

公共施設のトイレにかかる整備方針（第7次改訂版）

令和7年8月1日

財産管理課

1. 施設を新たに整備する場合（新築・増改築）

①衛生器具の個数について

○原則として、空気調和・衛生工学会が発行する「給排水衛生設備規準・同解説」による「衛生器具の設置個数の決定」に基づき、衛生器具の個数を設定します。

なお、男性小便器数と女性便器数の比は概ね1：2とすることを目安とします。

○公民館・市民館等文化ホール、体育館等、同時に多数の者が利用する施設、ピーク人員の予測が困難な施設等及び極めて小規模な施設については、当該施設の利用状況等に応じて適切に処置します。

②洋式便器の設置について

○原則として、全ての大便器について、洋式便器を設置します。ただし、次に例示する多くの市民が利用する施設については、和式便器の設置について検討するものとします。（1施設当たり男女それぞれ1基程度を目安とします。）

・和式便器の設置を検討する施設の例示

本庁、総合事務所、公民館・市民館等文化ホール、体育館、図書館、博物館等

○洋式便器は、誰もが利用しやすい施設整備や観光客へのおもてなしの観点から、「暖房便座」を基本とします。また、施設管理者が当該施設内に常駐するなど、適切な管理ができる施設で、次に例示する多くの市民や観光客が利用する施設については、男女それぞれ最低1か所以上は、「温水洗浄便座」を設置します。

・「温水洗浄便座」を設置する施設の例示

本庁、総合事務所、支所、出張所、公民館・市民館等文化ホール、体育館、図書館、博物館、診療所、保健センター、観光施設等

○手すりは、小便器、大便器（男女）それぞれ最低1か所以上設け、大便器については、扉等にその旨を表示します。（例「洋式手すり付き」等）

③多目的トイレの設置について

○多くの市民や観光客等が利用し、または主として高齢者や障がい者等が利用する施設については、利用状況等を勘案し、最低1か所以上は「多目的トイレ」

を設置します。また、多目的トイレを設置した場合は、男女平等と多様性へ対応するため、「誰でも利用することができる」旨の表示を設置します。

○多目的トイレは、「温水洗浄便座」を基本として、「オストメイト対応設備」や「ベビーシート」等についても、その施設の利用状況や近隣施設における設置状況に応じて適切に配置します。

○公衆便所等、屋外へ多目的トイレを設置する場合は、特に安心安全の確保や防犯の観点に留意することとし、「防犯アラーム」や「センサーライト」などの設置についても、十分に配慮します。

○設置済みの「オストメイト対応設備」等については、広く周知を行い、市民等の利便性向上に努めます。

④乾式床及び乾式清掃について

○従来のタイル貼りの床は、水を撒いて清掃（湿式清掃）をしていたため、清掃が大変であるとともに、床が湿っているため菌が繁殖し、においが発生するという欠点がありました。そこで、洋式便器を設置する場合は、衛生面へ配慮するため、床の仕上をシート貼り等の乾式にすることとします。

○清掃については、原則、水を撒かない乾式清掃により行うこととします。なお、止むを得ず湿式清掃を行った際には、モップで拭き上げるなど、床に水が残らないようにします。

2. 既存施設の場合

①衛生器具の個数について

○「1. 施設を新たに整備する場合」に準じて設置します。

②洋式便器の設置について

○「1. 施設を新たに整備する場合」に準じて設置します。

③多目的トイレの設置について

○「1. 施設を新たに整備する場合」に準じて設置します。

④乾式及び乾式清掃について

○和式便器を洋式便器に改修する場合は、併せて衛生面へ配慮するため、床の仕上をシート貼り等の乾式にすることとします。

○清掃については、「1. 施設を新たに整備する場合」に準じて行います。なお、

屋外トイレ等で床の仕上をシート貼り等の乾式に改修できないときは、湿式清掃を行った後にモップで拭き上げるなど、床に水が残らないようにします。

3. トイレの洋式化の優先順位

既存施設のトイレを洋式化する場合は、下記の項目に、より多く該当する施設を優先します。なお、該当する項目が同数の場合は、上位の項目に該当している施設を優先するものとします。

①児童・生徒、小児、高齢者等が利用する施設

○小中学校、保育園、福祉施設等を優先するものとします。

②指定避難所に指定されている施設

○災害時に多数の市民が利用する施設を優先するものとします。

③多くの市民や観光客が利用する施設

○利用者が多い施設を優先するものとします。

④洋式便器の設置割合が低い施設

○原則、洋式便器の設置割合が低い施設を優先するものとします。

⑤長寿命化計画（中長期保全計画）が策定され、施設の長寿命化の方針が確定している施設

○原則、残耐用年数が短い施設を優先するものとします。

⑥改修要望が高い施設

○改修要望が高い施設及び要望期間の長い施設を優先するものとします。

4. その他

①学校・保育園等の施設について

○学校、保育園の児童・生徒・園児用トイレについては、個別に適切な整備方針を定めるものとします。

②便座の除菌について

○ 1. ②の規定に基づき洋式便器を設置した場合は、原則、各便房内「便座除菌クリーナー」を設置するものとします。また、設置した場合には、清掃時に残量確認、補充を行うなど、便座の衛生に配慮するものとします。

③寒冷地仕様について

○山間部等冬季の気温が低下する地域においては、凍結により便器のトラップ・タンクの破損及び給水管の破損等のおそれがあることから、地域の実情に応じて寒冷地仕様の採用を検討するものとします。

④男性用サニタリーボックスについて

○尿漏れパッド等を使用する男性への配慮の観点から、男性用個室トイレには、1施設あたり少なくとも1か所、サニタリーボックスを設置するものとします。また、多目的トイレには、全てサニタリーボックスを設置するものとします。

⑤事前協議

○トイレを新設・改修する場合は、事前に財産管理課へ協議することとします。